

岩手県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和6年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和6年4月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
菅原孝二後援会	菅原 頼道	中村 昭	花巻市下北万丁目138番地 菅原孝二宅
伊藤きよし後援会	畠山 功	神下 勇見	宮古市長沢第18地割154番地7
なかた孝行後援会	縣 二三男	門間 典子	滝沢市鶴飼鬼越16番地90
高橋光幸後援会	高橋 栄光	高橋 美次	八幡平市松尾寄木第31地割21番地 高橋光幸宅
千葉みのる後援会	千葉 実	及川 満幸	胆沢郡金ヶ崎町西根南羽沢75番2
佐々木義信後援会	佐々木 誠守	佐々木 トミ子	宮古市日立浜町8番8号
宇都宮久後援会	鎌田 秀雄	瀬川 重久	花巻市高木第15地割61番地 小原久一宅